

第5回ランピースキン病対策検討会議事概要 (令和7年6月13日開催)

- 1 ランピースキン病について、殺処分の命令等、「家畜伝染病」に対するまん延防止措置と同程度の措置を行えるよう、家畜伝染病予防法に基づき政令を制定し、ランピースキン病を法第62条の疾病の種類として指定する方針を踏まえて、ランピースキン病防疫対策要領の改正案について議論した。
- 2 各論点について以下の方針とすることです承された。
 - (1) 殺処分の対象となる患畜・疑似患畜については、臨床症状を示しウイルス分離された牛等を患畜、遺伝子検査で陽性となった牛等を疑似患畜とすること。
 - (2) 発生農場における防疫措置については、現行要領に基づく対策を基本とし、周辺地域等における防疫措置については、発生時のベクター防除対策等の指導の範囲を都道府県域とし、電話による異状の確認の範囲は発生農場を中心とした半径1km以内の農場に変更すること。
 - (3) 政令指定により早期の殺処分がより確実となることから、未発生地域における予防的なワクチン接種は原則行わず、発生農場及び発生農場を中心とした半径5km以内の農場に対しての緊急接種をすることに異存はないが、発生状況等に応じて発生農場を中心とした半径20km等、可能な限り広範囲の接種を可能とすることも必要。
また、種畜及び動物園等の牛等については、例外的に発生前の接種を可能とすることも妥当。
- 3 本要領改正案については、今後、都道府県への意見照会を行った上で、政令の施行に合わせて改正手続きを進めることについて、了承された。